

消セ第 1641 号
令和 2 年 11 月 12 日

教育庁私学課長 様

消費生活センター所長



若者向け啓発リーフレット「あま〜い誘いにご用心！」
の周知に係る協力について（依頼）

日頃から、消費者行政の推進について、格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当センターでは、消費者教育・消費者啓発の教材として、インターネットによる配信のほか、各種啓発リーフレットを配付しております。

標記リーフレットは、平成 18 年度から、高校生向け消費者教育教材に係る近畿府県共同事業として作成し、府内の全高等学校（国立私立含む）等へ送付させていただいております。

内容は、インターネット通販やワンクリック請求などの若者に多いトラブル事例や、クーリング・オフ制度などについて、イラストによりわかりやすく紹介しています。

本資料については、毎年、府内高等学校 2 年生の授業等で御活用いただいておりますが、本年度も引き続き同様に実施くださいますよう、各学校への周知に御高配賜りますようお願い申し上げます。

大阪府消費生活センター

担当：福内

TEL：06-6612-7500

FAX：06-6612-0090